

## 『佐賀型 店舗休業支援金』よくあるご質問

Q . 誰がこの支援金を受け取れるのですか？

A . 県の休業要請等に応じて、休業又は営業時間の短縮の対象となる施設について、休業等を行っていただいた事業者が対象です。

なお、事業者は法人、個人事業者(フリーランスを含む。)を問わず、県外に本社がある場合も対象となります。

Q . 今回の休業要請等の対象施設は、具体的にはどのような施設ですか？

A . 以下の県ホームページで確認できます。

( URL : <https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00374136/index.html> )

Q . 4月22日から休業していないと、支援金は受け取れないのですか？

A . 原則として令和2年4月22日から令和2年5月6日までの全ての期間で休業等を行った方が対象となります。(ただし、休業等準備のため休業等の開始が4月22日より数日間遅れた場合は、届出書にその理由や休業等の開始時期を記載いただき、適当と認められる場合は対象とします。)

なお、提出の際には、休業したことを以下の方法で確認することになりますので、これらの記録を確実に保存しておいてください。

- ・休業期間を告知した店頭貼り紙の写真
- ・休業期間を告知した自社ホームページや SNS の写し 等

Q . 休業等を行っていたことを確認できるものがない場合は、どうなりますか？

A . 確認するものがない場合は、対象にできません。

Q . 一つの店舗に休業要請対象と要請対象外の事業が混在しています。どのような場合に、支援金の対象になりますか？

A . 例えば、ゲームセンター(休業要請等の対象)とおもちゃ屋(休業要請等の対象外)が混在している場合で、休業要請等の対象であるゲームセンターを明確に区分して休業する場合、対象になります。

Q . ショッピングモールにテナントとして入居していますが、県からの要請に応じて休業した場合は対象となりますか？

A . ショッピングモール等集合施設にテナントとして入居している休業等の対象施設であって、県からの要請に応じて休業等に協力いただいた場合は対象となります。

Q . 自宅を利用して営業している場合は対象になりますか？

A . 対象となる施設を明確に区分して営業している場合は、休業により対象となる可能性があります。

Q . 施設を運営していないが、フリーランスとして休業要請等の対象となる店舗と業務委託契約しています。休業した場合は対象となりますか？

A . 休業等を要請されている施設を運営している事業者に対しての支援金であることから、施設を運営していない場合は対象になりません。

Q . 飲食店は支援金の対象になりますか？

A . 飲食店・喫茶店などの食事提供施設については、夜間の営業自粛に向け、朝 5 時から夜 8 時までの間の営業時間に短縮していただくことを要請しております。

したがって、例えば、夜 10 時まで営業していたものを夜 8 時まで短縮するなど、朝 5 時から夜 8 時までの枠内に営業時間を短縮する場合は対象となります。

また、終日休業する場合も対象となります。

なお、テークアウトサービスを行っても対象となります。

Q . 休業期間中に飲食店がテークアウトの営業を行った場合は、支援金の対象にはならないのですか？

A . 元々、宅配・テークアウトのみの販売を行っている店は、休業要請の対象外ですので、休業・時間短縮いずれも、支援金対象となりません。一方で、夜 10 時まで営業していた飲食店が夜 8 時まで営業時間を短縮した上で、夜 10 時までテークアウトの営業を行った場合は支援金の対象となります。

Q . もともと、朝 5 時から夜 8 時の枠内の営業である飲食店は対象になりますか？

A . 対象にはなりません。営業時間短縮を要請する趣旨は、夜間の営業を控えていただくことにありますので、もともと朝 5 時から夜 8 時の範囲内で営業している飲食店は休業要請の対象外であり、支援金の対象外です。(なお、飲食店等の食事提供施設で、普段の福岡県からの来客が概ね 5 割以上の店舗が、自主的に休業を行った場合には、『佐賀型 県境ストップ支援金』の対象となります。)

Q . 和菓子店内に設けている喫茶コーナーを休業する場合は対象になりますか？

A . 喫茶コーナーを飲食業の許可を得て事業として実施している場合で、喫茶コーナーを休業又は営業時間を朝 5 時から夜 8 時までの枠内に短縮する場合は対象となります。

Q . ホテルは対象になりますか？

A . 宴会場など集会の用に供する部分を閉じた場合は対象になります。宴会場のあるホテルが全館休業した場合も対象になります。

Q . 日帰り温泉のある旅館が全館休業とした場合は対象となりますか？

A . 日帰り温泉を閉めているので対象となります。

Q . 店内における商品の販売は休業します。インターネットによるオンライン販売を行っても問題ありませんか？

A . 問題ありません。

Q . まだ事業を始めたばかりだが、休業に協力した場合、支援金の対象となりますか？

A . 令和2年4月21日以前から、対象施設に関する必要な許認可等を取得の上、運営している施設であれば、対象になります。

Q . 休止要請等の対象でない施設で、自主的に休業した場合は対象となりますか？

A . 県の休業要請等に応じていただいた方への支援金ですので、自主的な休業については対象となりません。

(なお、飲食店等の食事提供施設で、普段の福岡県からの来客が概ね5割以上の店舗が、自主的に休業を行った場合には、『佐賀型 県境ストップ支援金』の対象になりません。)

Q . 性風俗の店舗も、支援金の対象になりますか？

A . 対象になります。ただし、すべての事業者に通用ですが、暴力団に関する事業者には、支払いは行いません。

#### (届出について)

Q . 届出書類はどこにありますか？

A . 佐賀県ホームページからダウンロードし、印刷してご利用ください。また、県産業政策課のほか、市役所・町役場や商工団体の所定の窓口でも配布いたします。

( URL : <https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00374044/index.html> )

Q . オンラインでの提出は可能ですか？

A . 令和2年5月7日（木）から令和2年5月31日（日）23時59分まで、以下のサイトから提出いただけます。

（URL：<https://www.sagagata-shien.com>）



画面から、事業者情報等を入力いただくほか、提出に必要となる資料や写真等を添付して提出いただけます。

Q . 『佐賀型 店舗休業支援金』に係る休業等状況届出書（別紙1）、誓約書（別紙2）の「所在地」欄や振込先口座申出書（別紙3）の「住所」欄について、個人事業主の場合は施設の所在地か自宅の所在地かどちらの住所を書けば良いですか？

A . 自宅の住所をご記入ください。

Q . 届出の受付期間を過ぎてしまいました。遡っての届出は可能ですか？

A . 遡っての届出は受け付けできません。

#### （添付書類について）

##### 【営業実態が確認できる資料】

Q . 直近の経理帳簿は、いつ時点のものが必要になりますか？

A . 届出者の方には、新型コロナウイルス感染症の影響により営業を休止するまで、恒常的に営業していたことを証明していただく必要があります。令和2年4月21日までに貴社が作成した最新の経理帳簿等の写しをご提出ください。

Q . 直近の経理帳簿とは具体的に何ですか？

A . 例えば、直近3か月程度の売上帳簿や現金出納帳など営業活動を行っていることが客観的に分かる書類の写しが考えられます。

なお、最終的には、個々の事業者の営業実態を書類確認した上で、判断させていただきます。

Q . 営業許可証の写しは必要ですか？

A . 業種に係る営業に許可等が必要な場合には必ず提出をお願いします。対象施設の運営にあたり、業種に係る営業に必要な許可等をすべて取得していることがわかる書類（写しで可）を提出してください。

（例）飲食店営業許可、酒類販売業免許 等

Q . 本人確認書類としてマイナンバーカード（個人番号カード）の写しを提出して良いですか？

A . マイナンバーカード（個人番号カード）をご提出いただく場合は、表面（写真が入っている面）のみコピーしてご提出ください。マイナンバーが記載された裏面のコピーは不要です。

#### 【休業等の状況がわかる書類】

Q . 休業等していることを第三者が分かる書類とは？

A . 今回の休業等要請に応じて令和2年4月22日から5月6日まで休止したことや、営業時間を変更したことがわかる店頭貼り紙の写真、自社ホームページや SNS の写真などが考えられます。

休業する事業者等の名称や状況（休業の期間、営業時間の変更）がわかるよう工夫してください。

複数の施設が混在している場合は、対象の施設部分が休業等を確実に実施していることがわかる書類を用意してください。

#### 【その他の書類】

Q . 届出者と通帳に記載されている口座名義が異なってもよいですか？

A . 振込先の口座は本人の口座に限ります。

Q . 誓約書は自作のものでもよいですか？

A . いいえ。必ず別紙2をご利用ください。なお、誓約書の最下部にある所在地、名称及び代表者名などの欄は、必ず自署をお願いします。

Q . 追加で提出を求められる書類とは何ですか？

A . 審査の段階で営業実態や休業の状況が不明瞭な場合は、別途資料の提出を求められることがあります。

なお、期限までに提出を求めた書類の提出がない場合や、不明瞭な部分が改善されない場合は不交付として決定させていただきます。

また、届出書類は返却いたしません。